

放射線管理区域における個人線量計の未着用について

平成19年11月21日

発生号機	希ガス処理建屋（※1）
発生年月日	平成19年11月21日
発生時の状況	<p>午前10時52分に現場確認のため希ガス処理建屋（放射線管理区域）に入域した当社社員が、着替えのために個人線量計（※2）をはずし、そのまま放射線管理区域に入域しました。</p> <p>その後、午前11時13分に放射線管理区域から退域する際に、個人線量計を着用していないことに気づきました。</p> <p>本件につきまして、午前11時45分に当社から管轄の磐田労働基準監督署に連絡しました。</p> <p>当該社員の放射線被ばく線量について評価した結果、入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p>
お知らせ基準	運転情報「表2-20 その他」に該当します。

- ※1 希ガス処理建屋は原子炉の運転に伴って発生する気体状の放射性廃棄物を処理する設備で、1・2号機共用の設備です。
- ※2 個人線量計は、放射線管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定するもので、放射線管理区域に入域する際に着用します。

以上

配置図

